

# おしらせ

## 消費税改定に伴う利用料金等の取り扱いについて

令和元年 8 月 10 日

2019年10 月1 日に改定されます消費税率改定に伴う利用料金について

大東市立文化ホールでは以下料金において10 月1 日以降の利用分から適用されます。

○消耗品及び舞台増員費、ピアノ調律等のその他の料金

施設使用料、付属設備使用料についてこの度の改定では価格変更は行いません。

ご不明点は2F総合事務所までお問い合わせください。

大東市立総合文化センター  
【指定管理者：株式会社アステム】  
センター長  
平川美紀